

高齢運転者の安全運転支援装置 取付費用を補助します！

65歳以上の運転者の交通事故の防止及び事故発生時の被害軽減のため、安全運転支援装置を新たに購入・整備した費用の一部を補助します。



最大2万円補助！

【補助対象者】 ※①～⑤のすべてに該当する方

- ①田村市内に住所を有し、設置時に満65歳以上の方
- ②令和2年4月1日以降に、販売取付事業者（自動車整備事業者・カー用品店等）で安全運転支援装置を購入・取り付けし、支払いを完了した方
- ③自動車運転免許証を保有している方
- ④市税等を滞納していない方
- ⑤過去にこの補助金を受けていない方（1人につき1回限り）

【補助対象自動車】 ※①～②のすべてに該当する自動車

- ①安全運転支援装置を設置可能な普通自動車、小型自動車または軽自動車で、自家用の用途に供する自動車（リース、レンタルを除く）。
- ②補助対象者は自動車検査証に記載される使用者と補助対象者が一致すること。一致しない場合は、自動車検査証に記載の「所有者」または「使用者」欄の住所と、補助対象者の自動車運転免許証に記載の住所が同一であること。

【補助率・補助金額】

- 補助率：1/2以内 ○補助金額：上限2万円
※国の補助があった場合はその残額が補助対象です。

【受付期間・場所】

- 受付期間：令和3年5月6日から令和4年2月28日まで（閉庁日を除く）
※補助金は予算の範囲内での交付となります。
○受付場所：田村市役所保健福祉部高齢福祉課または各行政局

【補助金手続きの流れ】

① 安全運転支援装置の取り付け

販売取付事業者（自動車整備事業者・カー用品店等）で、安全運転支援装置を購入・取り付け
※安全運転支援装置の種類や取り付け、補助金の国及び市制度の取り扱いなどについて、必ず事前に販売取付事業者へ相談・確認してください。

② 取付費用等の支払い

販売取付事業者に購入・取り付け費用を支払い。

③ 申請書類等を提出（購入・取り付け後の原則1か月以内）

高齢福祉課または行政局に必要な書類等を提出
※申請書の様式は高齢福祉課または行政局、市ホームページから入手が可能。

【必要書類等】

- 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
 - 補助金請求書（様式第2号）
 - 補助対象経費の内訳が明記されている領収書の写し
 - 取付箇所の写真
 - 安全運転支援装置の概要が分かる書類の写し
 - 自動車検査証の写し
（使用者欄が申請者氏名であること、または自動車運転免許証の住所と同一であること）
 - 自動車運転免許証の写し
 - 国の補助があった場合はその金額が分かる書類の写し
 - 振込み先が分かる通帳等の写し
- ※審査上、その他書類の提出を求める場合があります。

④ 補助金の振込み

申請者名義の口座へ補助金が振り込まれます。

【ご注意】

- 補助対象装置は、道路運送車両の保安基準に適合し、次のいずれかのペダル踏み間違い等による急加速抑制装置として機能を有するものに限り、
 - (1) 車両側の車速信号を監視し、自動車の停止時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置。
 - (2) 自動車の停止時及び徐行時において、前方または後方の障害物を車体に整備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を制御する装置。
- 新車購入で既に装置が取り付けられている場合は対象となりません。
- 安全運転支援装置を購入し自ら取り付けした場合は対象となりません。
- 安全運転支援装置の取り付けや使用に伴う事故・損害等について、市はその責任を負いません。
- 補助金を受けた安全運転支援装置は、原則1年以上使用してください。
- 虚偽または不正な行為等により補助金を受けた場合、補助金をお返しいただきます。

【お問い合わせ先】 田村市役所 保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係



田村市

電話：0247-82-1115 FAX：0247-82-6003

午前8:30～12:00 午後1:00～5:15 ※土日・祝日および12/29～1/3を除く